

## 振動規制法 特定施設一覧

施設名	規模要件等
1 金属加工機械	
イ 液圧プレス	矯正プレスを除く
ロ 機械プレス	
ハ せん断機	原動機定格出力1 kW以上
ニ 鍛造機	
ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機定格出力37.5 kW以上
2 圧縮機	原動機定格出力7.5 kW以上
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機定格出力7.5 kW以上
4 織機	原動機を用いるものに限る
5 コンクリートブロックマシン等	
コンクリートブロックマシン	原動機定格出力2.95 kW以上
コンクリート管製造機械	原動機定格出力10 kW以上
コンクリート柱製造機械	原動機定格出力10 kW以上
6 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー	原動機定格出力2.2 kW以上
7 印刷機械	原動機定格出力2.2 kW以上
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機を除く。原動機定格出力30 kW以上
9 合成樹脂用射出成形機	
10 鋳型製造機	ジョルト式のものに限る